

広島県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和元年六月三日までの間、縦覧に供する。

令和元年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

松永新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字向永谷三二七二番一地区から福山市駅家町大字向永谷三二七二番一地区先まで			一〇・八〇 一〇・六〇	一七・七〇	
	一九・六〇	一二・六〇		一七・七〇	拡幅